

# 長岡工業高等専門学校動物実験委員会規程

令和7年4月16日 制定

(目的)

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校組織・運営規程第15条に基づき、長岡工業高等専門学校動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

**第2条** 委員会は、次に掲げる教職員等をもって組織する。

- 一 総務主事
- 二 動物実験等又は実験動物に関して優れた識見を有する者 若干人
- 三 各学科及び一般教育科の教員 各1人
- 四 その他校長が必要と認めた者 1人

2 第1項第2号から第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号の教職員で本校に適任者がいない場合は、本校以外の者を校長が委嘱することができる。

(委員長)

**第3条** 委員会に委員長を置き、総務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の成立)

**第4条** 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の委員会出席)

**第5条** 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の審議事項等)

**第6条** 委員会は、動物実験等に関する次に掲げる事項について、審議又は調査し、校長に報告又は助言する。

- 一 動物実験計画が法律等及びこの規則に適合していることの審議
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事。
- 三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関する事。
- 四 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに法律等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事。
- 五 自己点検・評価に関する事。
- 六 その他動物実験等の適正な実施のため別に定める長岡工業高等専門学校動物実験実施規程に必要な事項

(事務)

**第7条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和7年4月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。